

保育料の改定について

はじめに

認可保育所においては、国からの負担金と市が徴収する保育料を含めた市からの負担金及び補助金により運営されています。

本市の保育料については、この国から交付される負担金の基準となる「保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表」に基づいて、概ね、その8割程度に減額して定めています。

このたびの保育料の改定は、この国の保育所徴収基準額表が改正されることに伴い、本市においても、これに合わせた保育料の改定を行うものです。

改定の内容につきましては、次の3点となっています。

定率減税の縮小に伴う保育料金表の改定

多子世帯の保護者の負担軽減の拡大

障害者自立支援法の施行による「在宅障がい児（者）のいる世帯」の拡大

1. 定率減税の縮小に伴う保育料金表の改定

「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」、いわゆる所得税の定率減税が平成17年に廃止されたことによる経過措置により、これまで、本来の所得税額から20%減額されていたものが、平成18年分が10%、平成19年分が0%と段階的に廃止されることから、それに伴って所得税額が増額されることとなります。

このことによって、前年分の所得税額を基準としている保育料が増額され保護者の負担が増すこととなりますが、その保護者の負担が増すことのないよう保育料金表の階層区分の定義を改正するものです。（別紙1 → 別紙2）

つまり、保育料金表の各階層の定義で定められている所得税の額を、定率減税の廃止により増額されることとなる税額に改正するものです。

したがって、仮に平成18年分の課税される所得金額が前年と変らなかった場合には、階層区分が変わらないため、平成19年度の保育料は前年度と変わらないこととなります。

< 影響額の推計 >（平成18年6月1日基準）

この改定を行わなかった場合には、別添資料のとおり、平成19年度においては、入所児童544人中、階層区分が上がることとなる児童は125人（23%）、保育料は月額で313,350円、年額で3,760,200円が増額されることとなります。

2. 多子世帯の保護者の負担軽減の拡大

多子世帯における従来の取り扱いでは、同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合、2人目以降の保育料を軽減しておりますが、このたびは、新たに同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定こども園を利用している児童も保育料算定の対象人数に含め、2人目以降の保育料を軽減するものです。

3. 障害者自立支援法の施行による「在宅障がい児（者）のいる世帯」の拡大

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の施行に伴い、障害の種類によらない一元的なサービスの提供が実施されたことから、保育料を軽減している「在宅障がい児（者）のいる世帯」の定義に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者」を追加するものです。

< 改正前の定義 >

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

保育所運営費国庫負担金における
保育所徴収金基準額(改定前)

入所児童の属する世帯の階層区分				
階層	定 義		3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護受給世帯		0	0
2	前年度分市民税	非課税世帯	9,000	6,000
3		課税世帯	19,500	16,500
4	前年分所得税	64,000円未満	30,000	27,000
5		64,000円以上 ~	44,500	41,500
6		160,000円未満	61,000	58,000
		160,000円以上~ 408,000円未満		
7	408,000円以上	80,000	77,000	

石狩市保育料表(改定前)

入所児童の属する世帯の階層区分			市保育料			母子世帯等又は在宅障がい児(者)のいる世帯の保育料	
階層	定 義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護受給世帯		0	0	0	0	0
B	前年度分市民税	非課税世帯	6,300	4,200	4,200	0	0
C1		均等割額のみ世帯	13,700	11,600	11,600	12,700	10,600
C2		所得割額5,000円未満	16,600	14,000	14,000	15,600	13,000
C3		所得割額5,000円以上	17,600	14,900	14,900	16,600	13,900
D1	前年分所得税	8,000円未満	21,000	18,900	18,900	左記の保育料と同額	
D2		8,000円以上~16,000円未満	22,500	20,300	20,300		
D3		16,000円以上~28,000円未満	24,000	21,600	21,600		
D4		28,000円以上~40,000円未満	27,000	24,300	24,300		
D5		40,000円以上~52,000円未満	28,500	25,700	25,700		
D6		52,000円以上~64,000円未満	30,000	27,000	27,000		
D7		64,000円以上~76,000円未満	35,600	33,200	31,100		
D8		76,000円以上~100,000円未満	37,800	34,900	31,500		
D9		100,000円以上~112,000円未満	40,100	35,700	32,000		
D10		112,000円以上~136,000円未満	42,300	36,500	32,400		
D11		136,000円以上~160,000円未満	44,500	39,000	33,200		
D12		160,000円以上~256,000円未満	54,900	39,600	34,000		
D13		256,000円以上~408,000円未満	61,000	41,900	36,300		
D14		408,000円以上	69,300	42,000	36,300		

平成19年度保育所運営費国庫負担金
における保育所徴収金基準額

入所児童の属する世帯の階層区分				
階層	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
1	生活保護受給世帯	0	0	
2	前年度分市民税 非課税世帯	9,000	6,000	
3	前年度分市民税 課税世帯	19,500	16,500	
4	前年分所得税	72,000円未満	30,000	27,000
5		72,000円以上 ~ 180,000円未満	44,500	41,500
6	前年分所得税	180,000円以上~ 459,000円未満	61,000	58,000
7		459,000円以上	80,000	77,000

石狩市保育料改定表(案)

入所児童の属する世帯の階層区分			市保育料			母子世帯等又は在宅障がい児(者)のいる世帯の保育料		
階層	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
A	生活保護受給世帯	0	0	0	0	0		
B	前年度分市民税	非課税世帯		6,300	4,200	4,200	0	0
C1		均等割額のみ世帯		13,700	11,600	11,600	12,700	10,600
C2		所得割額5,000円未満		16,600	14,000	14,000	15,600	13,000
C3	所得割額5,000円以上		17,600	14,900	14,900	16,600	13,900	
D1	前年分所得税	9,000円未満		21,000	18,900	18,900	左記の保育料と同額	
D2		9,000円以上~18,000円未満		22,500	20,300	20,300		
D3		18,000円以上~31,500円未満		24,000	21,600	21,600		
D4		31,500円以上~45,000円未満		27,000	24,300	24,300		
D5		45,000円以上~58,500円未満		28,500	25,700	25,700		
D6		58,500円以上~72,000円未満		30,000	27,000	27,000		
D7		72,000円以上~85,500円未満		35,600	33,200	31,100		
D8		85,500円以上~112,500円未満		37,800	34,900	31,500		
D9		112,500円以上~126,000円未満		40,100	35,700	32,000		
D10		126,000円以上~153,000円未満		42,300	36,500	32,400		
D11		153,000円以上~180,000円未満		44,500	39,000	33,200		
D12		180,000円以上~288,000円未満		54,900	39,600	34,000		
D13		288,000円以上~459,000円未満		61,000	41,900	36,300		
D14		459,000円以上		69,300	42,000	36,300		

資料

定率減税廃止による保育料の推計

(平成18年6月1日現在)

階層区分		18年度		19年度			20年度			備考 (1人当りの平均)
		児童数	保育料	移行数	保育料	増額	移行数	保育料	増額	
A		5	0	0	0	0	0	0	0	対象外
B		121	134,400	0	134,400	0	0	134,400	0	対象外
C	1	39	377,400	0	377,400	0	0	377,400	0	対象外
	2	22	291,600	1	292,600	1,000	3	294,950	3,350	1,117
	3	35	462,500	0	462,500	0	0	462,500	0	困難
D	1	15	213,150	0	213,150	0	2	216,050	2,900	1,450
	2	18	349,250	2	352,050	2,800	8	359,050	9,800	1,225
	3	20	436,800	5	450,300	13,500	12	469,500	32,700	2,725
	4	25	581,850	7	591,750	9,900	11	597,550	15,700	1,427
	5	25	573,550	13	590,150	16,600	23	613,700	40,150	1,746
	6	35	810,000	20	901,900	91,900	35	972,800	162,800	4,651
	7	19	589,850	9	603,700	13,850	19	616,700	26,850	1,413
	8	34	1,021,600	19	1,046,200	24,600	32	1,079,450	57,850	1,808
	9	18	627,300	18	668,750	41,450	18	687,300	60,000	3,333
	10	28	947,100	12	969,100	22,000	28	1,016,400	69,300	2,475
	11	18	608,200	10	652,700	44,500	18	687,300	79,100	4,394
	12	24	899,700	1	905,800	6,100	11	932,950	33,250	3,023
	13	27	1,190,900	8	1,216,050	25,150	9	1,224,350	33,450	3,717
	14	16	642,450	0	642,450	0	0	642,450	0	困難
合 計		544	10,757,600	125	11,070,950	313,350	229	11,384,800	627,200	2,739